

官報

号外 昭和三十三年四月二十三日

第二十八回 衆議院會議録 第三十四号

昭和三十三年四月二十三日(水曜日)

午後一時 本会議

○今日の会議に付した案件

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第四次日中貿易協定に関する緊急質問(中崎敏君提出)

最低賃金法案(内閣提出)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

著作権法の一部を改正する法律案(参議院提出)

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十四号

へき地教育振興法の一部を改正する法律案(参議院提出)

午後二時四十四分開議
○副議長(杉山元治郎君) これより會議を開きます。

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(杉山元治郎君) お諮りいたします。参議院から、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案が回付されております。この際右両回付案を逐次議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。右両回付案を逐次議題といたします。

まず、義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十三年四月二十三日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

本院送付案に対する参議院の修正に係る本文を掲ぐ。小字及び一は参議院修正

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 昭和三十三年度までの国庫負担金については、なお従前の例による。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたします。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

○副議長(杉山元治郎君) 次に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。
よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十三年四月二十三日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 益谷秀次殿

本院送付案に対する参議院の修正に係る本文を掲ぐ。小字及び一は参議院修正

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数に於いて第三条第二項の表の下欄に掲げる数(同項ただし書の規定により別に政令で定める数を標準とする場合にあつては、その数。以下同じ。)をこえる数を基準として、児童又は生徒の数の標準については、当分の間、同項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数の減少及び学校施設の整備の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。この場合における第四条の規定の適用につ

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(参議院回付)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数

いての必要な説書は、政令で定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 この法律の施行の際、現に公立の小学校又は中学校に置かれていた教職員の総数(第十条各号に掲げる者に係るものを除く。以下「現員」という。)が第七条若しくは第八条又は次項の規定により算定した数(以下「定数」という。)に満たない都道府県の小学校教職員定数又は中学校教職員定数については、引き続き現員が定数に満たない間に限り、第七条及び第八条並びに次項の規定にかかわらず、定数に対する現員の充足の程度及び学級数の増加の状況を考慮して政令で定めるところにより、暫定的にその標準となるべき数を定めるものとする。

(小学校教職員定数の標準に関する特例)

4 公立の小学校の同年生の児童で編制する学級のうちに、一学級の児童の数が五十五人をこえるものがある場合においては、当分の間、当該都道府県の小学校教職員定数は、第七条の規定にかかわらず、同条の規定により算定した数に政令で定める数を加えた数を標準とするものとする。

(現員が定数をこえる場合の経過措置)

5 この法律の施行の際、現員が定数をこえ、かつ、現に公立の小学校又は中学校の学級編制の認可に当り一学級の児童又は生徒の数について第三条第二項の表の下欄に掲げる数をこえる数を基準として、いる都道府県にあつては、同項の基準を定める場合には、附則第二項の標準にかかわらず、当該現員が定数をこえる範囲まで、学級規模の適正化に努めなければならぬ。

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

第四次日中貿易協定に関する緊急質問(中崎敏君提出)

質問(中崎敏君提出)

○山中貞則君 緊急質問に関する動議を提出いたします。すなわち、この際、中崎敏君提出、第四次日中貿易協定に関する緊急質問を許可されんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

第四次日中貿易協定に関する緊急質問を許可いたします。中崎敏君。

〔中崎敏君登壇〕

○中崎敏君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました日中第四次貿易協定に關し、二、三の質疑を試みたいと存する次第でございます。(拍手)

まず、日中国交回復に対する首相の所信をお尋ねいたします。ソ連との国交回復は鳩山内閣によって実現いたしました。当時自民党内には根強い反対論があり、鳩山首相は國論のとりまとめのつかぬままにモスクワに出發したのが、わが党は、超党派的な立場から鳩山首相に協力し、ついにその妥結に至らしたものでございます。次に來たるものは中国との国交回復であることは言までもありません。(拍手)中国との国交回復については種々の困難を伴うとしても、一歩前進の決意を持ってさらに格段の努力を払うべきは理の当然だと考へるのであります。今や、全世界にはうはいとして起りつつある核兵器禁止の世論を背景として、貿易などを通じて平和手段による日本民族の生きる道を求めることが強く要求されておるときに當り、日中貿易の發展、ひいては日中国交の回復を重視する必要があることは、衆目の一致するところでありまふ。首相は、安易なるアメ

リカ一辺倒の外交方針を是正して、中国との国交回復に對し、いさし腰を据えて一歩前進の努力を払うべきだと考へるが、所見いかん。

第四次日中貿易協定調印前後においては、自民党内の事情は、日ソ暫定協定調印當時をほうふつたらしめるものがあります。が、わが党は、平和共存の外交方針と善隣友好の見地から、ひたすらこの協定の成立を希求し、超党派的にこれが妥結に努めた結果、ついに調印の運びに至つたことは、國家のために慶賀にたえません。(拍手)しかるに、その後の経過を見るに、日中兩國間の貿易の發展を一そう促進し、日中兩國人民間の友好を強化するため、平等互惠の原則に基き協議決定された日中貿易協定の實施が、愛知官房長官の談話を契機として重大なる障害にぶつかったことは、返す返すも遺憾であります。(拍手)この協定の實施に伴つて相互に設けられる通商代表部において國旗掲揚をする權利を否定すれば、かかる結果に立ち至ることは当初より明らかであつて、この点にかんがみ、わが党は、しばしば政府に對して懇請し、または警告を發して、慎重なる配慮を促したにもかかわらず、政府が官房長官談話を發表せしめて最悪の事態を惹起せしめたことは、その政府の責任重大であるといわなければなりません。(拍手)首相は、愛知官房長官をして發表せしめた談話の中で、こと

に國旗掲揚の權利を否定しても、暗礁に乗り上げるようなことはないと考えたかどうか、お尋ねしたのであります。

次に、政府が民間三団体に手交した支持と協力を与える旨の回答文の中に、現在の國際關係を考慮し云々とあるが、まず、台灣政權との間に交渉が行われたことは容易に想像できるのであつて、その台灣政權に對して首相が送つたところの親善の内容はどうか、いふものであつたかをお尋ねしたいのであります。次に、數次にわたる台灣政權との交渉の経過についても明らかにすることを要求するものであります。さらに、アメリカとの交渉の経緯についてもお尋ねしたいのであります。あわせて、チンコムに對するところの最近のアメリカの態度を明らかにされることを要求するものであります。由來、日米間の關係はきわめて緊密で、ことに、日本の米國からの輸入超過額は昭和三十三年度だけで十億ドルの巨額に達しておるのにかかわらず、近年日本品の對米輸出に對してはきびしい制限を設け、最近においても、日本輸出の体温計に對して実に八五%の禁止的高率關稅を決定したといわれておるのであります。その他の國々においても大なり小なり日本品締め出しの傾向にあり、唯一の活路を中國に求めんとする日本國民の努力と願望が一朝にして消え去ることは、何といつても耐えが

たいことでもあります。(拍手)それで、その協定を犠牲にすることによって、日本の失う経済的損失を何人が保証してくれるであろうかというのを考えてみたときに、対米並びに台湾に対するところの交渉の経過がいかなるものであったかということ、特に首相に対して要請するものであります。

(拍手)
よって、再び国旗掲揚の問題についてお尋ねするものであります。友好関係のできていない国の国旗を単なる個人財産として取り扱うという刑法上の解釈は一応うなずけるが、何だかそれだけでは割り切れないものを感ずるのではありません。すなわち、中国が実在しているという事実、その象徴たるところの国旗には多かれ少かれ敬意を払うべきことは当然だと考えます。従って、犯人がその国旗を国旗と認めてこれを凌辱した場合には、これをふんどし同様に取り扱っていかどうかということについてお尋ねしたのであります。理論的には日本の国旗も中国において同様の取扱を受けるものでありまして、日本の国旗が、中国において、ふんどし同様の取扱を受けるときにおいて、国民感情は一体どういふふうなものであるかということをお尋ねしたのであります。次に、兩國間にはまだ国交が回復されていないから、国旗についても全面的な保護を受けられないにいたしても、通商の目的を達

するに必要な範囲内においては特別の取扱いをしてもよいのではないかと考えられるのであります。

以上、国旗掲揚については複雑な要素があり、微妙な点もあるのであるから、その取扱いは慎重を要するものであつて、その法の解釈について、行政府の意見をもつてこれを判断するといふことは、いささか早計に過ぎるのではないかと思ふのであります。むしろ、こうした問題が具体的に起つた場合においては、裁判所の判定にまかすべきものであります。政府が、単にこれを個人財産云々というふうなことを言つて、ことさらに国際問題を起すというやうなことは、いささか用意を欠いてゐるのではないかと一うふうに考へるのであります。次に、立法論といたしまして、かつて指紋の問題について法律を改正して特別の措置を講じた例もありましたが、今回の国旗のやうな場合においても、特別の規定を定めまして、通商の上において必要な場合においては、たとひ外交関係が調整されていない場合においても、何らかその国旗に対するところの保護の規定をするやうな余地があるかどうかをお尋ねしたのであります。(拍手)

次に、この協定がデッド・ロックに乗り上げることによりまして、日本に及ぼすところの影響についてお尋ねしたのであります。政府においては、昭和三十三年度三十一億五千万ドルの

輸出入の計画を立てておるのでございますが、この問題が起るや、中国側におきましては日本の商社員の滞在延期を拒否しているという事実もあり、あるいは、すでに協定されたところの鉄鋼協定についても、あるいは当時話が進められておつたところの人絹の取引等についても、あるいはまた予定されておるところの名古屋、福岡などに見本市を設けるといふことについても、相当の困難性が考えられるのであります。したが、これらの点について政府はどういうふうに見ておるかということをお尋ねしたのであります。

以上、社会党は、こうした結果によるところのものがいかにも重大であるといふことを考えまして、愛知談話の取り消しを要求しておるのでございます。要は、すみやかに兩國間の貿易の発展を促進し、兩國人民間の友好を強化するにあるのだから、政府はさらに現在の国際関係に改善を加える一方、中共の誤解を一掃して問題の円満解決に努力すべきだと思ふが、所見いかん。

以上、お尋ねいたしましたので、私の質問にかへる次第でございます。(拍手)
〔国務大臣藤山愛一郎君登壇〕
○国務大臣(藤山愛一郎君) ただいま御質問がありました。この問題につきましては、アメリカと何らの交渉もいたしたことはございません。アメリカは、わが国貿易の拡大を十分承知いたしておりますので、中共との貿易に

ついて何らの圧迫もいたしておらないのでありますから、そういう意味で、アメリカと何らの交渉をする必要もないのであります。国民政府に對しましては、一時、国民政府が事実を誤解しまして、若干の反響があつたわけでありますが、われわれは、それらの内容について十分説明をして了解を得たと思ひます。

チンコムの問題につきましては、御承知のように、コムの線において現在統一されておまして、その範囲内において、各国は、自国の生産品目の關係上、それぞれの意見を持つておりますので、単独にどれがどうということとを申し上げるということは、現在の段階ではできない次第であります。その他の点につきましては、總理から御答弁願うことにいたします。

〔国務大臣岸信介君登壇〕
○国務大臣(岸信介君) お答えいたします。日中の国交回復の問題に関する御質問であります。この点に關しましては、わが自由民主党といたしましては、また、それを代表しておる岸内閣といたしましては、従来その方針をきわめて明確にいたしております。それは、貿易は増進するけれども、現在の段階において中共政府を承認する意思はないということを明確に申し上げております。

第二の、国旗掲揚問題についてのいろいろな点に關する御質問でありましたが、言うまでもなく、国旗としての国内法上の保護を加えるためには、刑法に明示してありますように、われわれが承認をいたしております国からの請求があつて、初めてこれを取り扱うといふことになつております。先ほど申しましたように、われわれは中共政府を承認いたしておりません。また、今これを承認する意思を持つておらないのでありますから、この国旗が、日本において、もしも損壞される等のことがありまして、九十二条によつて、われわれの承認しておる国からの請求といふやうなものがあつて得るわけはないのであります。従つて、九十二条の適用はない。しかしながら、私は、そうかといつて、今大へんこの国旗を扱うのについて通俗な言葉で比喩せられましたが、私は、それはさういふふうには考へておりません。やはり国旗としてこれがある程度の尊敬を受けなければならぬ。従つて、さういふものが、今の九十二条の適用のできないやうなところへ掲揚されるということについては、いづれに間違ひが起る原因になりますから、この第四次協定をする場合におきましては、国旗の問題については覚書がああいうやうになつてゐるけれども、これを覚書のうちから取り除くやうにすることを、ぜひ、ぶん三団体の方々にお話しをし、その

努力をされたのであります。しかしながら、中共側においてはこれを承認しない。しかし、われわれは、今申しました理由で、これを権利として認めるといふことは、理論的に申しまして、実際にいふまでも、これはできないことではあります。なお、私は、この問題に関しては、貿易は増進する、また、これに必要な通商代表部をこちらに設置するということについては、私どもはできるだけ便宜の取扱いをし、その生命、財産等につきましても、できるだけ保護を加えていくということは当然でございますけれども、通商代表部が、今かくのごとくやましい問題であり、国としても非常な面子のかかつておる国旗を掲げなければ商売ができないという性質のものでは私はないと思ひます。(拍手)この点を中共政府が十分に理解していただくならば、われわれは決して特に奇異の言を弄しているわけでもありませんし、愛知官房長官の談話もさういふ見地に立ってこれをいたしておるのであります。従つて、これを取り消すというふうなことは絶対に私どもは考えておりません。(拍手)

なお、これができない結果として、今年度の三十一億五千万ドルの輸出目標に対して、重大なるそごを生ずるのではないかという御懸念に基く御質問であります。昨年この無協定の状況におきまして六千万ドルのなびができております。また、二千五百万ドルの鉄鋼の協定は、いろいろな御懸念もあつたようではあります。私どもの承知いたしております限り、きわめて順調に話が進んでおります。従いまして、この目標に大きな支障を生ずるといふようなことは、万私どもはないと考えております。

それから、さういふふうな状態であることは、私は、はなはだ遺憾と考えております。従いまして、中共政府におきまして、われわれの真意、これについては従来も中共側におきましてはいろいろな点において誤解があるようでありまして、この点に關しても、われわれのさつきから申し上げておるようになさうなつて筋の通つた話を十分冷静に理解してもらひならば、私はこれが和解することを信じて疑わないのであります。(拍手)

最低賃金法案(内閣提出)

○山中真則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、最低賃金法案を議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

最低賃金法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。社会労働委員長森山欽司君。

最低賃金法案

右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十五日
内閣総理大臣 岸 信介

目次

第一章 総則(第一条、第二条)

第二章 最低賃金(第三条、第十九条)

第三章 最低工資(第二十條、第二十五条)

第四章 最低賃金審議会(第二十六條、第三十二条)

第五章 雑則(第三十三條、第四十三条)

第六章 罰則(第四十四條、第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、賃金の低廉な労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に応じ、賃金の

最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もつて、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「労働者」とは、「使用者」又は「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第九条から第十二条までに規定する労働者、使用者又は賃金をいう。

2 この法律で「委託」とは、次に掲げる行為をいう。

一 他人に物品を提供して、その物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品の製造又はその物品の加工、改造、修理、淨洗、選別、包装若しくは解体(以下「加工等」という。)を委託すること。

二 他人に物品を売り渡して、その者がその物品を部品、附属品若しくは原材料とする物品を製造した場合又はその物品の加工等をした場合にその製造又は加工等に係る物品を買い受けることを約すること。

3 この法律で「委託者」とは、次に掲げる者をいう。

一 物品の製造、加工等若しくは

販売又はこれらの請負を業とする者であつて、その業務の目的物たる物品(物品の半製品、部品、附属品又は原材料を含む。)について委託をするもの

二 前号に規定する者のために行為をするすべての者

4 この法律で「家内労働者」とは、委託者の委託により、物品の製造又は加工等に従事する者であつて、その業務について同居の親族以外の者を常時使用していないものをいう。

5 この法律で「工資」とは、次に掲げるものをいう。

一 第二項第一号の委託の場合において物品の製造又は加工等の対償として委託者が家内労働者に支払うもの

二 第二項第二号の委託の場合において同号の物品の買受について委託者が家内労働者に支払うものの価額と同号の物品の売渡について家内労働者が委託者に支払うものの価額との差額

第二章 最低賃金

(最低賃金の原則)

第三条 最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

(最低賃金額)

第四条 最低賃金額(最低賃金にお

いて定める賃金の額をいう。以下同じ。は、時間、日、週又は月によつて定めるものとする。

2 賃金が通常出来高払制その他の請負制で定められている場合であつて、前項の規定によることが不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、労働省令で定めるところにより最低賃金額を定めることができる。

(最低賃金の効力)

第五条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。

一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第六条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用については、これらのものは、適正に評価されなければならない。

(最低賃金の観念)

第七条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第五条の規定を適用する。

(最低賃金の適用除外)

第八条 次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定めがある場合を除き、労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働基準局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。

一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者

二 試の使用期間中の者

三 労働基準法第七十一条第一項の規定による認可を受けて使用される者

四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他労働省令で定める者

(業者間協定に基く最低賃金)

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定（使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ。）が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、当該業者間協定における賃金の最低額に關する定に基き、その申請の際の当事者である使用者（当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 前項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者（参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む。）及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

(業者間協定に基く地域的最低賃金)

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が前条第一項の規定による一の最低賃金の適用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするもののいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、これらの最低賃金に基き、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

(労働協約に基く地域的最低賃金)

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が賃金の最低額に關する定を含む一の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定を含む二以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者（使用者の団体を含む。）の全部の合意による申請があつたときは、これらの賃金の最低額に關する定に基き、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることができる。

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 第十条又は前条に規定する同種の労働者を使用する使用者で申請に係る最低賃金又は労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることができる。

(異議の申出)

第十三条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会（以下「最低賃金審議会」という。）に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第十条又は前条の決定をすることができない。第二項の規定に

よる申出があつた場合において、前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基づき、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低賃金額について別段の定をすることができ、

(最低賃金の改正等)

第十三条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることができ、

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることができ、

(業者間協定の締結等の勧告)

第十四条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、使用者又はその団体に対し、賃金の最低

額に関する業者間協定の締結又は改正を勧告することができ、

(最低賃金審議会への諮問)

第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条、第十一条若しくは第十三条第一項若しくは第二項の決定又は前条の勧告については、あらかじめ最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重してこれをしなければならぬ、

(最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金)

第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認める場合において、第九条第一項、第十条、第十一条又は第十三条第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不適当と認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、最低賃金の決定をすることができ、

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要がある

と認めるときは、同項の決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができ、

(公示及び発効)

第十七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない、

2 第十条、第十一条及び第十六条第一項の決定並びにこれらの規定による最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日以後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その他の最低賃金に関する決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる、

(最低賃金の効力の存続)

第十八条 第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金の基礎となつた業者間協定又は労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない、

(周知義務)

第十九条 最低賃金の適用を受ける使用者は、労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない、

第三章 最低工賃

(最低工賃の決定)

第二十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者が第十条、第十一条又は第十六条第一項の規定による最低賃金の適用を受ける場合において、その地域内に営業所を有する委託者で当該使用者と同一又は類似の事業を営むものに係る家内労働者であつて、当該労働者と同一又は類似の業務に従事するものの労働条件の改善を図り、及び当該最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該委託者及び家内労働者に適用する最低工賃の決定をすることができ、

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、必要があると認めるときは、最低工賃において、当該地域内の家内労働者で前項に規定する家内労働者と同種の業務に従事するもの及びこれに対して委託をする委託者で前項に規定する委託者と同種の事業を営むものに、当該最低工賃を適用すべきことの決定をすることができ、

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃について必要がある

と認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができ、

(公示及び発効)

第二十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない、

2 最低工賃の決定又はその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日以後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日から、その効力を生ずる、

(最低工賃額等)

第二十二条 最低工賃は、当該最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない、

2 最低工賃額(最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ)は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする、

3 最低工賃においては、その適用を受ける家内労働者の範囲及び工賃の支払の期限を定めるものとする、

(最低工賃の効力)

第二十三条 最低工賃の適用を受ける委託者は、当該最低工賃の適用

を受ける家内労働者に対して委託をする場合は、その家内労働者に対し、最低賃額以上の工賃を支払わなければならない。

2 最低工賃の適用を受ける家内労働者と委託者との間の委託の契約で最低工賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低工賃と同様の定をしたものとみなす。

3 第六条の規定は、最低工賃の適用について準用する。

(最低工賃等の明示)

第二十四条 最低工賃の適用を受ける委託者は、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者に委託をするときは、工賃の額及び工賃の支払の期限を定め、当該最低工賃額及び当該最低工賃において定める支払の期限とともにこれを明示しなければならない。

(帳簿の備付)

第二十五条 最低工賃の適用を受ける委託者は、労働省令で定めるところにより、当該最低工賃の適用を受ける家内労働者で委託に係るものに關し、その氏名、工賃の額その他の事項を記入した帳簿を営業所に備へ付けて置かなければならない。

第四章 最低賃金審議会

第二十六条 労働省に中央最低賃金

審議会を、都道府県労働基準局に地方最低賃金審議会を置く。

(権限)

第二十七条 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に應じて、最低賃金又は最低工賃に關する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

(組織)

第二十八条 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 最低賃金審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、議決に加わることができない。

(委員及び特別委員)

第二十九条 委員は、政令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

5 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会)

第三十一条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低工賃の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 最低工賃に關して置かれる専門部会は、前項に規定する委員のほか、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

か、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第四項及び第五項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

(政令への委任)

第三十二条 この法律に規定するものは、最低賃金審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(援助)

(援助)

第三十三条 政府は、使用者、労働者、委託者及び家内労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第三十四条 労働大臣は、賃金、工賃その他労働者又は家内労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第三十五条 労働大臣及び都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者、委託者又は家内労働者に対し、賃金又は工賃

に關する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第三十六条 第九条第一項、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第二十条に規定する労働大臣又は都道府県労働基準局長の職権は、二以上の都道府県労働基準局長の管轄区域にわたる事実及び一の都道府県労働基準局長の管轄区域内のみに係る事実で労働大臣が全国的に關連があるとして労働省令で定めるところにより指定するものについては、労働大臣が行い、一の都道府県労働基準局長の管轄区域内のみに係る事実(労働大臣の職権に關する事実を除く)については、当該都道府県労働基準局長が行う。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低賃金又は最低工賃が著しく不当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができる。

3 第十五条の規定は、労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第三十七条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定

めるところにより、この法律の施行に関する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十八条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者又は委託者の事業場又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることが出来る。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察官の職務を行う。

(船員に関する特例)

第四十条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に関しては、この法律に規定する労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、運輸大臣、海運局長又は船員労働官が行うものとし、この法律中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「都道府県労働基準局の管轄区域」と

あるのは「海運局の管轄区域」と読み替えるものとする。

第四十一条 船員に関しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に属する事項は、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。)が行う。

2 船員労働委員会には、前項の規定によりその権限に属せられた事項を調査審議させるため、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、運輸大臣が任命する。

4 第二十八条第三項及び第二十九条第五項の規定は、第二項の特別委員について準用する。

第四十二条 船員労働委員会は、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 船員労働委員会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 最低賃金専門部会の委員は、政令で定めるところにより、運輸大臣が任命する。

4 最低賃金専門部会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

5 第二十八条第三項、第二十九条第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、第三十一条第三項の規定は最低賃金専門部会について、準用する。

(省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 罰則

第四十四条 第五条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十九条、第二十四条又は第二十五条の規定に違反した者
二 第三十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第四十六条 前二条の違反行為をした者が、法人又は人のために行つた者が、法人又は人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は

人に対しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。
第二十八条を次のように改める。

(最低賃金)

第二十八条 賃金の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところによる。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条までを削除

第七十条第二項中、「第三十一条の最低賃金」を削る。

第百条第一項中、「中央賃金審議会」を削り、同条第三項中、「労働基準審議会及び地方賃金審議会」を「及び労働基準審議会」に改める。

第百四十四条及び第百四十九条第一号中、「第三十一条」を削る。

(国会議員法の一部改正)

第三条 国会議員法(昭和二十二年

法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び最低賃金法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

(船員法の一部改正)

第四条 船員法の一部を次のように改正する。
第五十九条を次のように改める。

(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところによる。

第七十一条第一号中「船員労働委員会」を「労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。)」に改める。

第百六条第一項中、「第五十九條第二項」及び「(第五十九條第二項の場合には同条の規定による報酬の最低額と契約で定められた報酬の額との差額)」を削る。
第百三十条中、「第五十九條第二項」を削る。

(国家公務員法の一部改正)

第五条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員法(昭和二十二年法律第百号)」を「船員法(昭和二十二年法律第百号)及び最低賃金法(昭和三十三年法律第号)」に改める。

(労働省設置法の一部改正)
第七條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十一号を次のように改める。

三十二の六 最低賃金法に基いて、最低工賃並びにその改正及び廃止の決定をすること。
第八條第一項第六号の三の次に次の一号を加える。
六の四 最低賃金及び最低工賃に関すること。

第十七條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」を「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」に改める。

(地方公務員法の一部改正)
第九條 地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
第五十八條第一項中「及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)」を「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)及び最低賃金法(昭和三十三年法律第号)」に改める。

第六條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四條第三十二号の四の次に次の二号を加える。
三十二の五 最低賃金法(昭和三十三年法律第号)に基いて、最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第八條第一項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法」を「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法及び最低賃金法」に改める。

(労働組合法の一部改正)
第八條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三條 船員の最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第三十三條 船員の最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第三十三條 船員の最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第十八條に次の一項を加える。
4 第一項の申立に係る労働協約が最低賃金法(昭和三十三年法律第号)第十一條に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、第一項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞くことができる。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞くなければならない。

第十九條 第二十二條中「この法律」の下に「(第十八條第四項の規定を除く。)」を加える。

第二十五條第一項第四号の次に次の一号を加える。

第十三條第一項の表中 中央賃金審議会 労働大臣の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。

第十四條に次の一項を加える。
4 第一項の申立に係る労働協約が最低賃金法(昭和三十三年法律第号)第十一條に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、第一項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞くことができる。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞くなければならない。

第十九條 第二十二條中「この法律」の下に「(第十八條第四項の規定を除く。)」を加える。

第二十條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四十二條第二項第十三号の次に次の一号を加える。

第十三條第一項の表中 中央賃金審議会 労働大臣の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。

第十四條に次の一項を加える。
4 第一項の申立に係る労働協約が最低賃金法(昭和三十三年法律第号)第十一條に規定する労働協約に該当するものであると認めるときは、労働大臣又は都道府県知事は、第一項の決定をするについては、賃金に関する部分に関し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞くことができる。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞くなければならない。

第十九條 第二十二條中「この法律」の下に「(第十八條第四項の規定を除く。)」を加える。

第二十條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、船員法、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)及び最低賃金法(昭和三十三年法律第号)並びにこれらに基く命令の定めるところによる。

第十五條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」を「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」及び最低賃金法(これに基く命令を含む。)」に改める。

第十六條第一項の表を次のように改める。

第十九條 第二十二條中「この法律」の下に「(第十八條第四項の規定を除く。)」を加える。

第二十條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、船員法、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)及び最低賃金法(昭和三十三年法律第号)並びにこれらに基く命令の定めるところによる。

第十五條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」を「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」及び最低賃金法(これに基く命令を含む。)」に改める。

第十六條第一項の表を次のように改める。

第十九條 第二十二條中「この法律」の下に「(第十八條第四項の規定を除く。)」を加える。

第二十條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五十七條 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、船員法、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)及び最低賃金法(昭和三十三年法律第号)並びにこれらに基く命令の定めるところによる。

第十五條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」を「けい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(これに基く命令を含む。)」及び最低賃金法(これに基く命令を含む。)」に改める。

第十六條第一項の表を次のように改める。

第十九條 第二十二條中「この法律」の下に「(第十八條第四項の規定を除く。)」を加える。

第二十條 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

額を保障することにより、その労働条件の改善を図るため、最低賃金に關し、所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔森山欽司君登壇〕

○森山欽司君 たいま議題となりました最低賃金法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

戦後、わが国の労働法制は急速に整備され、近代的労使関係の確立と産業の合理化を促進し、わが国経済の復興に寄与するところ少くなかったためであります。労働条件のうち最も基本的なものである賃金については、労働基準法に定める最低賃金に関する規定は、中小企業、零細企業の多数存在するわが国経済の複雑なる構成のもとにおいては、今日まで実施を見るに至らなかつたのであります。しかしながら、最低賃金制の実施は、ただに低賃金労働者の労働条件を改善し、大企業と中小企業との賃金格差の拡大を防止することに役立つのみではないのであります。さらに、労働力の質的向上をはかり、中小企業の公正競争を確保し、輸出産業の国際信用を維持向上させて、国民経済の健全な発達のために寄与するところが大きいのであります。かかる国内的事情並びに国際的条件にかんがみ

まして、中央賃金審議会の答申をできるだけ尊重しつつ、産業別、規模別等に、経済力、賃金に著しい格差があるわが国経済の実情に即した最低賃金制を実施し、多くの、無言の、日の当たらない労働者の要望にこたえようとするのが、本案提出の理由であります。

以下、その内容を簡単に御説明申し上げます。

第一に、最低賃金の決定は、業種、職種または地域別に、その実態に即して行ふこととし、全産業全国一律方式を採用しなかつたことであります。

第二に、最低賃金は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及び通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとし、最低賃金が決定された場合、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないこととしたしております。

第三に、最低賃金の決定については当事者の意思をできるだけ尊重し、もつて本制度の円滑なる実施をはかるため、業者間協定による最低賃金、業者間協定による地域的最低賃金、労働協約による地域的最低賃金及び最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金の四つの方式によることとしたのであります。

第四に、家内労働については、決定された最低賃金の有効な実施を確保するために必要な限度において、行政官庁が、最低賃金審議会の意見を聞いて、最低賃金を定め得ることとなつております。

第五に、最低賃金審議会は中央及び地方に置き、委員は労、使、公益各同数とし、ほかに特別委員として関係行政機関の職員を加へ得ることとし、また、必要に応じて業種別、職種別の専門審議会を置くことができることとしたほか、本法の有効な実施を確保するため、所要の規定を設けておるのであります。

なお、本法案の適用範囲は原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に關する主務大臣は、それぞれ労働大臣及び運輸大臣としておるのであります。

本案は、去る二月十八日本委員会に付託せられ、同二十日石田労働大臣より提案理由の説明を聴取した後、慎重な審査を経て参つたのであります。また、本案の重要性にかんがみ、本二十三日には特に岸内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行いました。また、四月十七日には、藤本武君外五名の公述人を招致して公聴会を開き、その意見を聴取したのであります。四月十九日には、名古屋、大阪、福岡にそれぞれ委員を派遣し、地方の意見をも聴取したほか、さらに、稲葉秀三君を参考人として、その意見を聴取した次第であります。それらの質疑応答の詳細については會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

本案は、本日の委員会において、岸総理に対する質疑終了後、古川委員の動議により質疑を打ち切り、討論に入りました。社会党委員は全員退場したのであります。委員会はそのまま継続し、自由民主党を代表して小川委員より本案に賛成、社会党案に反対の意見が述べられたのであります。

かくて、討論を終了し、採決に入りましたところ、本案は原案の通り可決すべきものと全会一致議決した次第であります。(拍手)

なお、社会党提出にかかる最低賃金法案及び家内労働法案については、すでに内閣提出法案が可決せられましたので、議決を要しないものと議決いたしましたのであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。

井堀繁雄君

〔井堀繁雄君登壇〕

○井堀繁雄君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、たいま議題に供されております最低賃金法案に対し、反対の意見を述べんとするものであります。(拍手)

そもそも、本法案に対する政府の提案理由の説明と法案の内容とに対する著しい相違点を、まず指摘しなければなりません。こゝろ法案の提案のいたし方は、国民を欺き、議會をめぐら

にせんとする、無謀なる提案と申さなければなりません。(拍手)

申すまでもなく、最低賃金の必要でありますゆえんについては、政府もその提案理由の中での説明をいたしておるところで尽きるのであります。すなわち、政府のいう提案理由の第一は、日本の労働法規が今日まで多くの労働者の保護と日本経済に貢献したことをたたえて、そのあとに、労働基準法に西龍点睛を欠くところの労働条件の最も重要な部分である賃金について、ことに低額賃金の労働者の保護に欠くところがあったと、大胆に主張しておるのであります。今日の最低賃金の必要な一つの理由はここにあるのであります。すなわち、労働基準法の第二十八條、第二十九條、第三十條に明らかにされておりますように、「一定の事業又は職業に従事する労働者について最低賃金を定めることができる。」この規定に従ひまして、行政官庁は、いつ何ときでも、最低賃金の必要な場合には、第二十九條によつて定められております中央賃金審議会に対して諮問することをお命じておるのであります。また、三十條におきまして、中央賃金審議会は、この政府の諮問に対して、一定の事業又は職業に従事する労働者の最低賃金額についての意見を、行政官庁に提出しなければならない。と命じておるのであります。また、行政官庁は、右の意見について公聴会を開

き、「賃金審議会及び公聴会の意見に基いて、最低賃金を定めなければならぬ」と、きわめて明確に規定してあるものであります。

このように、すでに労働者保護立法の中における最も重要な法案であり、また労働基準法のこの条文に明らかなように、政府は、ここに、くどくどと提案理由の説明を述べておるのであるが、このような賃金の格差が大企業と中小企業の間にはなはだしくなつて、その賃金格差は、ひとり労働関係の紛糾の種をまぐだけではなく、日本経済の实体经济を危機に導くものである点を指摘しておるのであります。その言ふところは、大企業と中小企業との賃金格差を防止するに役立つとともに、労働者の賃金向上をはかり、中小企業の公正競争を確保して、輸出産業の国際信用を維持向上せんとするものであるという理由をここに述べておられます。まさにその通りであります。すなわち、今日の賃金格差の問題は、ひとり労働問題、社会問題の限界にとどまらないで、日本経済の基礎的な要素となつて、ここに輸出貿易に依存する日本経済にとりましては、どうしても国際正義に基づくところの公正な競争の上に立つ市場開拓でない限りにおいては、一歩も日本の経済が国外に進出することのできないことは、あまりにも明瞭であります。しかるところ、その輸出も、大部分依存するところは中小企業

であります。その中小企業のもとに働く労働者の賃金というものが、いかに弁解をしようといはしめても、今日の統計は、その生活の最低を維持するところではなく、生存権を脅かすような低額なる賃金であるといふことは、あまりにも顕著な事実となつて現われておるのであります。(拍手)このような事実を目をおおすることは、それは、政府も提案理由の中で言つておられますように、かつて日本はソーシャル・ダンピングの非難を浴びた。まさにチープ・レーバーについてはそのソーシャル・ダンピングの实体を白日に露呈したしておることを指摘しなければならぬのであります。(拍手)

このような問題解決のために最低賃金制度が必要であることは今さら申すまでもないのでありますが、かかる理由を述べておいて、政府の提案しておられます法案の内容をここに一、二指摘いたしてみたいと思つておられます。すなわち、政府案の最もよくない点は二つに要約することができると思ひます。

一つには、提案理由の説明の際にも、また委員会における総理のわれわれに対する答弁におきまして、最低賃金法をめぐります国際信義の一つのものさしともなるべきものは、ILOの条約に対する勧告の態度であります。申すまでもなく、ILO条約の最低賃金決定制度に関する条約、すなわち

ち二十六号であります。これと勧告案、これは言うまでもなくILO憲章の基本的精神を貫く重要な条約の一つであります。この条約を政府が批准する用意があるといふこと、この法案が成立することによつて、直ちにその手続がとれることを繰り返し述べておるのであります。しかしとすると、ならば、ILO条約に対するこの法案が全く矛盾しないものであるかどうかが当然問題になるのであります。この法案は、明らかにILO条約をじゅうりんとするところの、きわめて露骨なる政府の陰謀を含んでいるものであります。

いま一つの問題は、一応民主的な形において組織されております中央賃金審議会、その中央賃金審議会の答申に對して、いかにも誠実にその精神を尊重しているかのごとき口吻をたびたび述べておられますが、その実質は、その答申案を巧みにくぐつて、その精神と全く違反したところの点を指摘しなければなりません。

この二つの点におきまして、政府の提案しておりますこの法案といふものは羊頭狗肉であります。言ふところは一人前でありませうけれども、法案の内容は似ても似つかない反動的要素を持つ内容であるといふことができるのであります。せつかくの機会でありませうから、その具体的事例をあげて政府に猛省を促したい。

その第一の条件は、ILO条約に違反いたします点におきましては、政府案の第三條、すなわち、このことは、最低賃金の性格を決定する基本的なものであります。この第三條によりますと、政府は、労働者の生計費、類似の労働者の賃金及びこれからの問題であります。——通常の事業の支払い能力を考慮してこれを定めるといふことを第一項にうたつておるのであります。これも明らかにILO精神に反するのであります。ILO条約に對して違反するものであります。これは、申すまでもなく、最低賃金を定める四つの要素について、ILOは勧告において指摘しておるのであります。すなわち、最低賃金を定める原則としては、第一には、労働者の生計費、次に、なされた労働の公正かつ合理的なる価値を取り上げなければならぬ、第三には、労働協約によつて、類似または比較することのできる仕事に支払われる賃金、第四は、十分に組織されている地域における産業と比較する一般賃金水準、こういった四つの要素を明らかにいたしまして、この要素を満たさなければならぬと命じておるのであります。ところが、ここに重大な点は、通常の事業の賃金支払い能力を規定いたしましたことは、このILO条約が第十一回、第三十四回の二回にわたつて審議検討された総会の記録によりますと、支払い能力をもし問題とするこ

とになります。ならば、最低賃金の正常なる設置は困難である。いつも経営者側からその議が出たのでありますけれども、この二つの總會におきましては、満場一致によりまして、かかる支払い能力に言及するといふことは、ついに否決されておるのであります。それをここにわざわざ取り上げておることに、われわれは重大なる関心を持たなければならぬのであります。これは政府の提案理由と全く相反する重大なる点でございます。

次は、一般に指摘されておりますように、本九条及び十条による業者間協定の問題、三は労働協約に基づく地域的最低賃金の定め方、第四には賃金の変更やその改正に対する手続の問題、この点はいずれも日本の労働法規にも抵触したものであります。業者間協定の問題は、言うまでもなく、労働基準法、労働組合法によりまして、賃金は雇い主と労働者が対等な立場に立つて定めなければならぬものであります。業者間協定は雇い主の一方的意思によつて決せられるのであります。から、賃金の原則をくずし、ILOの精神にそむくのみではなく、基準法の精神をじゅうりんとするところの方法であります。これは、近代的な賃金の要素ではなく、封建的な奴隷的労働を求めるところの考え方がここに如実に現われておるといふことを指摘しなければなりません。(拍手)

次は、労働協約による地域協定の問題は、労働組合法第十八条に規定されておるところでありまして、ここに改正をいたさんとするものは、むしろ労働組合法の精神を婉曲に踏みにじらんとする野望があるのではないかと學者から指摘されておるのは、すなわち、労働協約によって自主的に定めるものについて、労働組合法あるいは労働法はこれに保護を与えておるのであります。この法案に名をかりまして、この法案の改正をここに出してきておるところに、今日の政府の反動性をみずから暴露しておると申さなければなりません。(拍手)

かくのごとく、一々あげて参りますならば、政府の提案理由にありますところの世間に訴えておりますものと、法案の内容とは、氷炭相いれない異質のものをなしておるといふことを、われわれは指摘しなければならぬのであります。

各種の、まだ多くのものがございまして、最後に一言しておきたいと思ひますのは、中小企業の支払い能力の問題は、ILOの条約もしくは労働基準法の定めがあるなにかかわらず、現実の問題として処理しなければならぬ点については、われわれも認めるのであります。そこで、政府は、かかる法案を出す際には、最低賃金の支払い能力をはなだしく欠いておりません中小企業、零細企業に対する保護が

同時に考えられなければならないのみに、与党の諸君は、この重要な質問の最中に質疑打ち切りをするがごときは、この急所を刺されることをおそれて……。

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) われわれの言論を弾圧したものだと思ふのであります。かかる重要法案に対して、与野党の正常なる議論の機会を奪うごときことは、民主政治を否定する最も露骨なる一つの態度であつて、国会の正常化のために遺憾に思いますと同時に、最低賃金制度に対する……。

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) 真摯なる態度をもつて臨まれんことを要望いたしますとともに、本案は最低賃金の名を冠するにふさわしからざる、また、反動的な諸条件を備えておるものといひまして、十分なる審議のできないうちに本案の一挙採決に入らうことを申し上げまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中正巳君。

○田中正巳君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました

すべきである。この質問をしておるのに、与党の諸君は、この重要な質問の最中に質疑打ち切りをするがごときは、この急所を刺されることをおそれて……。

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) われわれの言論を弾圧したものだと思ふのであります。かかる重要法案に対して、与野党の正常なる議論の機会を奪うごときことは、民主政治を否定する最も露骨なる一つの態度であつて、国会の正常化のために遺憾に思いますと同時に、最低賃金制度に対する……。

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) 真摯なる態度をもつて臨まれんことを要望いたしますとともに、本案は最低賃金の名を冠するにふさわしからざる、また、反動的な諸条件を備えておるものといひまして、十分なる審議のできないうちに本案の一挙採決に入らうことを申し上げまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中正巳君。

○田中正巳君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました

内閣提出の最低賃金法案につき、賛成の討論をいたさんとするものであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) われわれの言論を弾圧したものだと思ふのであります。かかる重要法案に対して、与野党の正常なる議論の機会を奪うごときことは、民主政治を否定する最も露骨なる一つの態度であつて、国会の正常化のために遺憾に思いますと同時に、最低賃金制度に対する……。

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) 真摯なる態度をもつて臨まれんことを要望いたしますとともに、本案は最低賃金の名を冠するにふさわしからざる、また、反動的な諸条件を備えておるものといひまして、十分なる審議のできないうちに本案の一挙採決に入らうことを申し上げまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中正巳君。

○田中正巳君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました

ず、広く国の経済政策の一環としての考慮をも入れて充足しなければならぬことは論を待たないところであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、申し合せの時間が過ぎましたから、なるべく簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) われわれの言論を弾圧したものだと思ふのであります。かかる重要法案に対して、与野党の正常なる議論の機会を奪うごときことは、民主政治を否定する最も露骨なる一つの態度であつて、国会の正常化のために遺憾に思いますと同時に、最低賃金制度に対する……。

○副議長(杉山元治郎君) 井堀君、簡単に願います。

○井堀繁雄君(統) 真摯なる態度をもつて臨まれんことを要望いたしますとともに、本案は最低賃金の名を冠するにふさわしからざる、また、反動的な諸条件を備えておるものといひまして、十分なる審議のできないうちに本案の一挙採決に入らうことを申し上げまして、私の討論を終りたいと思ひます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 田中正巳君。

○田中正巳君 私は、自由民主党を代表して、ただいま議題となりました

は二百万人以上、八千円未満の労働者は四百万人以上と推算され、これを最低賃金額まで引き上げるに要する金額は、八千円の場合は年間約千三百億円、六千円の場合は約五百億円にも達するものと推定され、さらに、最低賃金額以上の労働者に対するはね返りを考慮すると、この額は一そう膨大なものとなると考えられるのであります。しかも、これら低賃金労働者は中小企業に集中している現状から見ると、この金額は中小企業の経営負担を著しく増大させ、これが経営を困難にさせ、ひいては経済界の摩擦と混乱を惹起することは火を見るより明らかであります。労働者の保護というこの制度の目的は達せられないのみならず、かえって、社会政策を実施する場合、首切り、事業閉鎖等を惹起し、労働者の生活を不安に陥れる結果となるのであります。従つて、全産業一律という方式は、わが国の場合、その金額が高きに失すれば中小企業の負担にたえず、低きに失すれば労働条件の向上に役立たず、いずれにせよ、わが国の実情においては、全産業に共通な適切な金額を算出することが困難であつて、私は、かかる社会政策の主張すること全産業一律方式は、わが国の実情から遊離したものであると考えるものであり、また、世界各国の立法例においても、かかる方式をとるものがきわめて少いという事実を考えると、これ

を経済の底の浅い日本に今急に実施せんとすることが、いかに困難かつ危険なものであるか、容易に想像できるわけでありまゝ。(拍手)

これに対し、政府提出法案は、業種、職種、地域別に、それぞれの実態に応じて最低賃金制を実施し、漸次これを拡大して行かんとするものであります。この最低賃金法案は、昨年末の中央賃金審議会の答申を十分に尊重して立案されたものであります。

この法案に対する批判の一つとして、業者間協定に基く最低賃金は、業者が一方的に決めるものであつて、ILO条約の労使対等の原則を無視し、また、低賃金を固定化するものであるとの意見がありますが、しかしながら、政府案によれば、業者間協定が直ちに最低賃金となるのではなく、労使が対等に参加する最低賃金審議会の意見を聞いて、労働大臣が適当と認め、そののみを最低賃金として決定することとしてゐるのであり、幾ら業者間協定であつても、不当に低いものは最低賃金として認められないことは、法案において明らかであります。(拍手)

また、現に実施されている業者間協定を見ても、これによつて賃金は一割ないし二割程度の改善を見ているのが現実の姿でありまして、また、この業者間協定による最低賃金を第一の段階として、今後労働者組織が強化するに伴い、他の方式による最低賃金にも移行

することができるのであります。社会政策の言うがごとく、賃金を極度に低位に釘づけするものであるとの批判や、ILO条約の精神に反するとの意見は、すべて當を得ておられないものであります。

一般に、最低賃金制を最も必要とするのは、中小企業、零細企業において、低い労働条件のもとにおいて營々として働いている労働者諸君であります。これら労働者諸君は、たゞいそれが漸進的なものであれ、一日も早く最低賃金制の実現されることを嚮首してゐるのであります。社会政策の諸君が、かかる労働者の期待に反し、実現不可能な案にこだわつて、政府案に反対を唱えられることは、真に遺憾であると思ふものであり、かかる主張を繰り返す限りにおいては、社会政策は今日なお批判政党、人気取り政党の立場にとどまるものであるとの世間の批判を払拭できないものであると思ふべきではないのであります。

われわれは、以上述べて参りました通り、日の当らぬ労働者諸君の声を聞き、耳を傾け、また、この法案が中小企業経営の合理化、近代化を促進し、もつて国民経済の健全な発展にも寄与することを信じ、ここに内閣提出の最低賃金法案に対して賛成するものであります。

以上、私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長齋藤憲三君。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
昭和三十三年四月十六日
内閣総理大臣 岸 信介

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

第五十三条第二号中「又は利用が促進されることが明らかである」を「及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第六十一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合、又はこれらの

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十四号 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案外一案

七五六

者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
特定の種類の核燃料物質を微量に使用する場合については使用の許可を要しないこととする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔齋藤憲三君登壇〕

○齋藤憲三君 たいだいま議題となりました核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術振興対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本案の要旨について簡単に申し上げますと、現行法におきましては、すべての核燃料物質の使用は、政令の定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならないことに規制されておりますが、核燃料物質のうちでも、濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン二三三等のいわゆる特殊核物質は別として、その他のものについては、その種類ごとに放射線障害が発生するおそれのない量を政令で定め、それ以下

の使用につきましては規制をしないことと改め、その他核燃料物質の使用許可の基準の適正化並びにその譲り渡し及び譲り受けについての制限の緩和をはかる等、所要の改正を行なっております。

委員会におきましては、去る四月十六日本案の付託を受け、本日正力國務大臣より提案理由の説明を聴取し、審議に入り、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(杉山元治郎君) この際暫時休憩いたします。

午後三時四十一分休憩

午後四時三十七分開議

○議長(益谷秀次君) 休憩前に引き続き會議を開きます。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出、参議院送付、電波法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案、電波法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長片島港君。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和三十三年三月六日

内閣総理大臣 岸 信介

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律(昭和二十四年法律第二百

二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律

第一条の前に見出しとして「(お年玉つき郵便葉書の発行)」を附する。

第二条中「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改める。

第三条の前に見出しとして「(お年玉の交付等)」を附する。

第五条を次のように改める。

(寄附金つき郵便葉書等の発行)
第五条 通信省は、寄附金を郵便に

関する料金に算入した額の郵便葉書(お年玉つき郵便葉書を含む)又は郵便切手(以下「寄附金つき郵便葉書等」と総称する)を発行することができる。

2 前項の寄附金は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体、風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う団体、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究及び治療を行う団体又は原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

3 前項の団体は、第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行

するつど、その発行前に、通信大臣が政令で定めるところにより指定するものとする。

4 通信大臣は、第一項の規定により発行する寄附金つき郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、当該寄附金つき郵便葉書等が、寄附金つきのお年玉つき郵便葉書である場合には、当該お年玉つき郵便葉書に係る第二条の規定による告示の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を告示すれば足りる。

一 寄附目的
二 発行の数
三 定さばき期間
四 附加される寄附金の額
五 寄附金の配分を受ける第二項の団体の名称

5 寄附金つき郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

第五条の次に次の三十二条を加える。

第六条 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手販売所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金つき郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金つき郵便葉書等につき前条第四項の規定に

する。

第六条 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手販売所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者は、その購入によつて、寄附金つき郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金つき郵便葉書等につき前条第四項の規定に

する。

より告示された寄附目をもつて、郵便募金管理会に寄附したものとす。

2 郵便局は、前項の寄附金（以下単に「寄附金」という。）を遅滞なく郵便募金管理会に送付するものとする。

3 郵便募金管理会は、前項の規定により寄附金の送付を受けたときは、当該寄附金につき郵便葉書等の発行及び宛さばき並びに寄附金の送付のため通信省において特に要した費用を通信省に納付しなればならない。

4 前項の費用の額は、通信省と郵便募金管理会との協議によつて定める。

（配分金額の決定等）

第七条 通信大臣は、第五条第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行したときは、当該寄附金つき郵便葉書等に係る宛さばき期間が経過した後、当該寄附金つき郵便葉書等につき同条第四項の規定により告示した同項第五号の団体（以下「配分団体」という。）ごとに、当該団体に対する寄附金の配分額を決定するものとする。

2 通信大臣は、前項の規定による決定をするに当つては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するため当該配分団体が守らなければならない

らない事項を定めることができる。

3 通信大臣は、第一項の規定による決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、あらかじめ当該寄附金つき郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会にはからなければならない。

4 通信大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、配分団体ごとの配分金の額を公示するとともに、その額及び第二項に規定する事項を定めた場合にあつてはその事項を配分団体及び郵便募金管理会に通知しなければならない。

（配分金交付契約）

第八条 前条第四項の規定による通知を受けた配分団体は、郵便募金管理会に対し、当該通知に係る配分金につき配分金交付契約を締結すべき旨を申し入れることができる。

第九条 郵便募金管理会は、配分団体から前条の規定による申入を受けたときは、遅滞なく、その申入に基づき、当該配分団体を相手方として配分金交付契約を締結しなければならない。

第十条 配分金交付契約において、通信大臣の定めるところにより、配分金の交付、配分金の使用、

配分金の使途について郵便募金管理会の行方監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に關し必要な事項を約定するものとする。

2 通信大臣は、前項の監査に係る約定事項に關し同項の規定による定をしよとするときは、当該配分金に係る事業を所管する大臣と協議しなければならない。

（郵便募金管理会の目的及び法人格）

第十一条 郵便募金管理会（以下「管理会」という。）は、寄附金の出納及び配分金の使途の適正を図ることを目的として設立される法人とする。

（事務所）

第十二条 管理会は、事務所を東京部に置く。

（登記）

第十三条 管理会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對抗することができない。

（名称の使用制限）

第十四条 管理会でない者は、郵便募金管理会という名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第十五条 民法（明治二十九年法律

第八十九号）第四十四条法人の不法行為能力及び第五十条（法人の住所）の規定は、管理会に準用する。

（役員）

第十六条 管理会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第十七条 理事長は、管理会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、管理会の業務を監査する。

第十八条 役員は、通信大臣が任命する。

2 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができない。

（役員の欠格条項）

第十九条 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

二 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）

三 政党の役員

（役員解任）

第二十条 通信大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 通信大臣は、役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

（役員兼職禁止）

第二十一条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通信大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。

（代表権の制限）

第二十二条 管理会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が管理会を代表する。

（役員及び職員地位）

第二十三条 管理会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十

五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第二十四条 管理会は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 寄附金の受入及び保管
- 二 配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入
- 三 交付に係る配分金の使途についての監査

四 前三号の業務に附帯する業務

(業務方法書)

第二十五条 管理会は、業務開始の際、業務方法書を定め、通信大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、寄附金の受入の手続、保管の方法、配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入の手続、監査の方法及び手続、公示の方法その他管理会の業務の執行に関し必要な事項を記載しなければならない。

(監査結果の報告)

第二十六条 管理会は、配分団体に對し配分金の使途についての監査を行つたときは、遅滞なく、その監査の結果を通信大臣及び当該配分金に係る事業を所管する大臣に報告しなければならない。

(事業年度)

第二十七条 管理会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 管理会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画等)

第二十八条 管理会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度の開始前に通信大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(事業報告書等)

第二十九条 管理会は、毎事業年度、事業報告書を作成し、これに当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に通信大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理会は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、事業報告書の概要を公示するとともに、事業報告書をその事業所に備えて置かなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 管理会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 郵便貯金又は銀行若しくは通信大臣の指定するその他の金融機関への預金

二 国債その他の有価証券で通信大臣の指定するものの取得

(業務の執行に要する費用)

第三十一条 管理会は、通信大臣の認可を受けて、寄附金の一部をその業務の執行に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により管理会がその業務の執行に要する費用に充てることができる額は、寄附金の額の百分の二をこえることができない。

(監督)

第三十二条 管理会は、通信大臣が監督する。

2 通信大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十三条 通信大臣は、必要があると認めるときは、管理会に対して業務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に管理会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の

権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第三十四条 管理会の解散については、別に法律で定める。

(罰則)

第三十五条 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 第九条の規定に違反して配分金交付契約を締結せず、又は第十條第一項の規定に違反して配分金交付契約を締結したとき。

三 この法律の規定により通信大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三 第十三条第一項の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

四 第二十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十六条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十九条第二項の規定に違反して事業報告書の概要を公示せず、又は事業報告書を備えて置かなかつたとき。

七 第三十条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第三十二条第二項の規定による通信大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便募金管理会の設立)

2 通信大臣は、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(以下「新法」という。)第十八条第一項の例により、郵便募金管理会(以下「管理会」という。)の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、管理会の成立の時に於いて、新法の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 通信大臣は、設立委員を命じて、管理会の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、管理会の設立の準備を完了したときは、その旨を通信大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 管理会は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。

8 新法第十四条の規定は、この法律の施行の際現に郵便募金管理会という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

9 管理会の最初の事業年度は、新法第二十七条第一項の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

10 管理会の最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算については、新法第二十八条中「事業年度の開始前に」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

11 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に、「郵便募金管理会」を、「日本赤十字社」の下に、「お年五つき郵便書及び寄附金つき郵便書等の発行並びに寄附金の処理に関する法律」を加える。

12 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「社会福祉法人」の下に、「郵便募金管理会」を加える。

(法人税法の一部改正)

13 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「社会福祉法人」の下に、「郵便募金管理会」を加える。

(地方税法の一部改正)

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に、「郵便募金管理会」を加える。

理由

寄附金つき郵便書等の発行目的を拡大するとともに、寄附金の処理についての手續を明確にし、かつ、その使途の適正を図るため、寄附金の管理、その使途の監督等を行うことを目的とする法人として郵便募金管理会を設立し、その組織、業務、会計等に関する所定の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

お年五つき郵便書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

お年五つき郵便書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

お年五つき郵便書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条第二項の改正規定中「又は原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体」を、「原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体又は通信省の職員若しくは保健を目的とする事業を行う団体」に改める。

第七条第一項の改正規定に後段として次のように加える。

この場合において、通信省の職員の保健又は保健を目的とする事業を行う団体に対する寄附金の配

分額の総額は、配分団体に対する寄附金の配分額の総額の百分の十をこえることができない。

附則第十四項を附則第十五項とし、附則第十一項から附則第十三項までを一項ずつ繰り下げ、附則第十項の次に次の一項を加える。

11 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、新法中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、「通信省」とあるのは「郵政省」とし、この法律の附則第二項、第四項及び第五項中「通信大臣」とあるのは、「郵政大臣」とする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

電波法の一部を改正する法律案

昭和三十二年三月一日

内閣総理大臣 岸 信介

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四条」を「第四百四条の二」に改める。

第五条に次の一項を加える。

4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。)をする無線局については、第一項及び前項の

規定にかかわらず、左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を与えない。

一 第一項第一号から第三号まで又は前項各号に掲げる者

二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が業務を執行する役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三 法人又は団体であつて、その役員が前項各号の一に該当する者であるもの

第六条第一項第四号中「設置場所」の下に「(移動する無線局であつて船舶局(船舶の無線局をいう。以下同じ。))及び航空機局(航空機の無線局をいう。以下同じ。))以外のものについては、移動範囲。第十八条を除き、以下同じ。」を加え、同項第七号中「無線設備」の下に「(第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定により備えなければならない設備を含む。第八号並びに第十号、第十二号、第十七号、第十八号及び第七十三条において同じ。)」を加え、同条第二項中「公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(以下「放送」という。))を「放送」に改め、同条第三項中「(船舶の無線局をいう。以下同じ。)」を削り、「信号符号」の下に「並びに国際航海に従事す

る船舶であるとき、又は船舶安全法第四條第三項の規定により無線電信若しくは無線電話の施設を免除された船舶であるときはその旨を加え、同条第四項中「(航空機の無線局をいう。以下同じ。)」及び「種類、等級、」を削り、「及び登録記号」を、「登録記号及び航空法第六十條各号の一に該当する航空機であるときはその旨」に改める。

第九條の見出し中「工事設計」を「工事設計等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前條の予備免許を受けた者は、通信大臣の許可を受けて、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域又は無線設備の設置場所を変更することができる。

第十條中「並びに無線従事者の資格及び員數」を、「無線従事者の資格及び員數並びに時計及び書類」を改める。

第十二條中「第九條」を「第九條第一項」に改め、「第五十條の規定」の下に、「その時計及び書類が第六十條の規定にそれぞれ」を加える。

第十五條の見出しを「(簡易な免許手続)」に改め、同条中「再免許」の下に「及び通信省令で定める無線局の免許」を加える。

第十六條の見出しを「(運用開始及び休止の届出)」に改め、同条に次のただし書を加える。

但し、通信省令で定める無線局については、この限りでない。

第十六條に次の一項を加える。

2 前項の規定により届け出た無線局の運用を一個月以上休止するときは、免許人は、その休止期間を通信大臣に届け出なければならぬ。休止期間を変更するときも、同様とする。

第十九條中「免許人」の下に「又は第八條の予備免許を受けた者」を加える。

第二十條を次のように改める。

(免許の承継)

第二十條 免許人について相続があつたときは、その相続人は、免許人の地位を承継する。

2 免許人(船舶局及び航空機局の免許人を除く)たる法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、通信大臣の許可を受けて免許人の地位を承継することができる。

3 第五條及び第七條の規定は、前項の許可に準用する。

4 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転又は船舶契約の設定、変更若しくは解除により船舶を運行する者に変更があつたときは、変更後船舶を運行する者は、免許人の地位を承継する。

5 前項の規定は、航空機局のある航空機に準用する。

6 第一項及び前二項の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を通信大臣に届け出なければならぬ。

7 前六項の規定は、第八條の予備免許を受けた者に準用する。

第二十二條の見出しを「(無線局の廃止)」に改め、同条中後段を削る。

第二十五條中「免許をしたときは、」の下に「通信省令で定める無線局を除き、」を加える。

第二十七條第一項中「及び第二十五條」を削る。

第四十條を次のように改める。

(無線従事者の資格)

第四十條 無線従事者の資格は、第一級無線通信士、第二級無線通信士、第三級無線通信士、航空無線通信士、電話無線通信士、第一級無線技術士、第二級無線技術士、特殊無線技術士、第一級アマチュア無線技術士、第二級アマチュア無線技術士、電信級アマチュア無線技術士及び電話級アマチュア無線技術士とする。

2 前項の資格を有する者の行うことができる無線設備の操作の範囲は、資格別に政令で定める。

第四十四條及び第四十五條を次のように改める。

第四十四條及び第四十五條 削除

第五十條第一項の表の下欄中「海

岸局」の下に「(船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十三條中「呼出符号を」を「無線設備の設置場所、呼出符号」に改める。

第五十八條中「アマチュア無線局」の下に「(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。)」を加える。

第六十條に次のただし書を加える。

但し、通信省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備えつけを省略することができる。

第七十條の二第二項中「航空局」の下に「(航空機局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。)」を加える。

第七十三條第一項ただし書を次のように改め、同条第二項中「船舶」の下に「又は航空機」を加える。

但し、検査を毎年行ふ必要がないと認める無線局並びに外国地間を航行中の船舶及び航空機の無線局については、その検査を省略することができる。

第七十五條中「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改める。

第七十九條第一項第二号中「又は免許の更新」を削り、同項に次の一号を加える。

三 第四十二條第三号に該当するに至つたとき。

第八十條第三号を削り、第四号を第三号とする。

第八十二條の見出し中「受信設備」を「免許を要しない無線局及び受信設備」に改め、同条第一項中「受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流」を「第四條第一項但書の規定による免許を要しない無線局(以下「免許を要しない無線局」という。))の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流」に改め、同条第二項中「通信大臣」の下に「免許を要しない無線局の無線設備について又は」を加える。

第九十九條の十一第一項第一号中「再免許の手続を(簡易な免許手続)」に改め、「第四十條(特殊無線技術士の従事範囲)」を削り、同項第三号中「変更の許可」の下に、「第九條第四項若しくは第十七條第一項後段の規定による放送事項の変更の許可」を加える。

第一百條第三項中「及び第二項(免許状)」の下に、「第十六條(運用開始及び休止の届出)」を加え、「廃止及び休止」を「無線局の廃止」に改める。

第一百三條を次のように改める。

(手数料の徴収)

第一百三條 左の表の上欄に掲げる者は、政令の定めるところにより、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

納めなければならぬ者

金 額

一 第六条の規定による免許を申請する者	三千円
イ 船舶局及び航空機局	一万三千五百円
ロ 放送をする無線局	六千円
ハ その他の無線局	
二 第十条の規定による検査を受ける者	
イ 船舶局及び航空機局	一万六千円
ロ 放送をする無線局	九万九千円
ハ その他の無線局	三万六千円
三 第十八条の規定による検査を受ける者(第七十七條第一項の規定に基く指定の変更を受けたため第十七條第一項の許可を受けた者を除く)	二万二千五百円
四 第三十七條の規定による検査を受ける者	六万円
五 第四十一條の規定による無線従事者国家試験を受ける者	八百円
六 第四十一條の規定による免許を申請する者	二百円
七 免許状又は免許証の再交付を申請する者	二百円
八 第七十三條第一項の規定による検査を受ける者	八千円
イ 船舶局及び航空機局	四万九千五百円
ロ 放送をする無線局	一万八千円
ハ その他の無線局	

2 二台以上の送信機を有する無線局について第十条又は第七十三條第一項の規定による検査を受ける者は、前項の規定による手数料の外、一台の送信機を除く各送信機について、左の表に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を附加して納めなければならない。

区 別	金 額
一 第十条の規定による検査の場合	
イ 船舶局及び航空機局の送信機	四千元
ロ 放送をする無線局の送信機	二万四千八百円
ハ その他の無線局の送信機	九千元
二 第七十三條第一項の規定による検査の場合	
イ 船舶局及び航空機局の送信機	二千元
ロ 放送をする無線局の送信機	一万二千四百円
ハ その他の無線局の送信機	四千五百円

第百四条を次のように改める。

(国に対する適用除外)

第百四条 第百三条並びに第七章及び第九章の規定は、国に適用しない。但し、他の法律の規定により国とみなされたものについては、第百三条の規定の適用があるものとする。

2 この法律を国に適用する場合において「免許」又は「許可」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

第八章中第百四条の次に次の一条を加える。

(予備免許等の条件又は期限)

第百四条の二 予備免許、免許又は許可には、条件又は期限を附することができる。

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は予備免許、免許若しくは許可に係る事項の確実な実施を図るため必要最少限度のものに限り、且つ、当該処分を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際、現に次の表の上欄の資格を有している者は、この法律の施行の日、それぞれこの法律による改正後の電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとみなす。

旧 資 格	新 資 格
第一級無線通信士	第一級無線通信士
第二級無線通信士	第二級無線通信士
第三級無線通信士	第三級無線通信士
航空級無線通信士	航空級無線通信士
電話級無線通信士	電話級無線通信士
第一級無線技術士	第一級無線技術士
第二級無線技術士	第二級無線技術士
特殊無線技術士	特殊無線技術士
第一級アマチュア無線技術士	第一級アマチュア無線技術士
第二級アマチュア無線技術士	第二級アマチュア無線技術士
電話級アマチュア無線技術士	電話級アマチュア無線技術士

理 由

電波に関する科学技術が著しく進歩発達し、電波の利用面が増大したので、これに対する監理の仕方を実情に即させるため、手続の簡易化、従事者制度及び手数料の合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

電波法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年四月二十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 谷 秀次殿

参議院送付案中間
改正に際し、
「無線局」といふ
語句は「無線局
及び受信設備」
と改定する。

第八十二條の見出し中「受信設備」を「免許を要しない無線局及び受信設備」に改め、同条第一項中「受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流」を「第四條第一項但書の規定による免許を要しない無線局(以下「免許を要しない無線局」という。)の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流」に改め、同条第二項中「通信大信を目的とする受信設備」を「(一)の下に「免許を要しない無線局の無線設備について又は(二)を加える。」と改定する。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行の際、現に次の

旧 資 格	新 資 格
第一級無線通信士	第一級無線通信士
第二級無線通信士	第二級無線通信士
第三級無線通信士	第三級無線通信士
航空無線通信士	航空無線通信士
電話無線通信士	電話無線通信士
第一級無線技術士	第一級無線技術士
第二級無線技術士	第二級無線技術士
特殊無線技術士	特殊無線技術士
第一級アマチュア無線技術士	第一級アマチュア無線技術士
第二級アマチュア無線技術士	第二級アマチュア無線技術士
電話級アマチュア無線技術士	電話級アマチュア無線技術士

表の上欄の資格を有している者は、この法律の施行の日に、それぞれこの法律による改正後の電波法の規定による同表の下欄の資格の免許を受けたものとみなす。

3 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間は、改正後の電波法第九條第四項、第十六條第二項並びに第二十二條第二項及び第六項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、改正後の同法第十五條、第十六條第一項、第二十五條及び第六十條ただし書中「通信省」とあるのは「郵政省」と読み替へるものとする。

〔報告書は會議録に掲載〕

〔片島港君登壇〕

○片島港君 たたいま一括議題となりました二つの法律案に關し、通信委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

表の上欄の資格を有している者も増加し、各方面からの要望もありますので、風水害、震災等の非常災害の救助、ガン、結核、小児麻痺等、特殊な疾病の研究、治療及び原爆被災者に対する治療、援助を行う団体に対しては、寄付金の配分ができるように改めようとするものであります。

第二は、寄付金付郵便はがき等の発行手続を整備しようとするものであります。

第三は、郵便基金管理会という特殊法人を設立し、寄付金の出納、保管及び配分金の使途などの監査の職務を行わしめ、寄付金処理の明確化をはからうとするものであります。

第四は、寄付金の使途の適正をはかるための措置として、寄付金処理の責任体制を確立しようとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月六日以内閣から提出されたものでありまして、その趣旨とするところは、現行法は昭和二十四年の制定にかかり、今日の実情からすれば、寄付金付郵便はがき等の発行手続、寄付金の配分を受ける団体の範囲及び寄付金の処理等に關する規定等に相当不適當な点があるもので、本案による改正をはからうとするものであります。

通信委員会におきましては、本案の付託を受けまして以来、数次にわたる會議を開きまして、提案理由の説明を聴取し、質疑応答を重ねたのであります。かくして、委員会は四月二十二日に至り質疑を終了し、引き続き、理事森

本諸君より、自由民主党、日本社会党の共同提案として、寄付金配分額の一部を、通信省の職員に保健または保養を目的とする事業を行う団体に対しては、寄付金の配分ができるようにすること、並びに、郵政省設置法の一部を改正する法律案の審議状況に徴し、郵政省の省名が通信省に改められるまでの間は、本法案中「通信大臣」または「通信省」とあるのは「郵政大臣」または「郵政省」とすることの二点につき本案に修正を加える修正案が提出され、次いで討論を省略して採決の結果、右修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決、ここに本案の修正議決を見た次第であります。

次に、電波法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、内閣提出、參議院送付にかかるものであります。その提案の理由とするところは、電波科学の進歩、電波の利用面の増大と、これに伴う無線局の増加並びに従来の電波監理の実績等にかんがみ、無線局の免許手続及び検査制度、無線従事者制度並びに手数料等につき現行法に改正を加える必要が認められるに至ったので、本案を提出しようとするのであります。

改正のおもな点を簡単に申し上げます。その一として、無線局の規模、種別または電波監理上の必要の度に応じて新

設検査その他の免許手続について一部を省略し得るようにし、その二として、免許人である法人に合併があった場合の免許人の地位の承継が、現行法では当然承継となつてゐるのを、許可を要することに改め、その三として、無線局の免許の欠格事由のうち、特に放送局については外国性排除の条件を加重する等、一般の無線局の場合より厳格にすることとし、その四として、予備免許、免許または許可には必要最小限でかつ不当な義務を課することとならない範囲で条件または期限を付することができるとすることであり

次に、無線従事者に關しては、免許の有効期間の定めを廃し、新たに初級のアマチュア無線技術士の資格を設け、また無線従事者の無線設備操作の許可範囲を法定事項からはずして、政令で定めることとしております。

次に、監督に關しては、毎年行うことになつてゐる定期検査を電波監理上の必要の度に応じて省略することができると改め、また、免許を要しない微弱電波の無線局に対しても、障害排除のための措置命令または検査ができるようにしてあり、また、手数料の徴収単位を改めるとともに、その料額についても改訂すること等の改正をいたしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令

算して六月をこえない範囲内で、政令

で定める日から施行することとなる
おります。

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めまします。よって、両案は委員長報告の
通り決しました。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めまします。よって、両案は委員長報告の
通り決しました。(拍手)

以上、御報告申し上げまします。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 両案を一括して
採決いたします。お年玉つき郵便葉書
等の発売に関する法律の一部を改正す
る法律案の委員長の報告は修正、電波
法の一部を改正する法律案の委員長の
報告は可決であります。両案は委員長
の報告の通り決するに御異議ありませ
んか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めまします。よって、両案は委員長報告の
通り決しました。(拍手)

著作権法の一部を改正する法律案
(参議院提出)

へき地教育振興法の一部を改正す
る法律案(参議院提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急
動議を提出いたします。すなわち、こ
の際、参議院提出、著作権法の一部を
改正する法律案、へき地教育振興法の
一部を改正する法律案、右両案を一括
議題となし、委員長の報告を求め、
その審議を進められんことを望みま
す。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に
御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認
めまします。

著作権法の一部を改正する法律案、
へき地教育振興法の一部を改正する法
律案、右両案を一括して議題といたし
ます。委員長の報告を求めます。文教
委員長山下榮二君。

著作権法の一部を改正する法律
案

右の本院提出案を送付する。

昭和三十三年四月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

著作権法の一部を改正する法
律

著作権法(明治三十二年法律第三
十九号)の一部を次のように改正す
る。

第三十七条中「五十円以上五百円
以下ノ罰金」を「二年以下ノ懲役又ハ
五万円以下ノ罰金」に改める。

第三十八条中「三十円以上三百円
以下ノ罰金」を「五万円以下ノ罰金」
に改める。

第三十九条中「百円以下ノ罰金」を
「二万円以下ノ罰金」に改める。

第四十条中「三十円以上五百円以
下ノ罰金」を「一年以下ノ懲役又ハ三
万円以下ノ罰金」に改める。

第四十二条中「百円以下ノ罰金」を
「二万円以下ノ罰金」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 削除

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

へき地教育振興法の一部を改正す
る法律案

右の本院提出案を送付する。

昭和三十三年四月十八日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

へき地教育振興法の一部を改正
する法律

へき地教育振興法(昭和二十九年
法律第四十三号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条中「交通困難地」を「交通条
件及び」に改める。

第三条第一項に次の二号を加え、
同条第二項を削る。

四 へき地学校における教員及び
職員並びに児童及び生徒の健康
管理の適正な実施を図るため必
要な措置を講ずること。

五 へき地学校の児童及び生徒の
通学を容易にするため必要な措
置を講ずること。

第四条を次のように改める。

(都道府県の任務)

第四条 都道府県は、へき地におけ
る教育の振興を図るため、当該地
方の必要に応じ、左に掲げる事務
を行う。

一 へき地における教育の特殊事
情に適した学習指導、教材、教
具等について必要な調査、研究
を行い、及び資料を整備するこ
と。

二 へき地学校に勤務する教員の
養成施設を設けること。

三 前条に規定する市町村の事務
の遂行について、市町村に対
し、適切な指導、助言又は援助
を行うこと。

2 都道府県は、へき地学校に勤務
する教員及び職員の定員の決定に
ついて特別の考慮を払わなければ
ならない。

3 都道府県は、へき地学校に勤務

する教員の研修について教員に十
分な機会を与えるように措置する
とともに研修旅費その他研修に関
し必要な経費の確保に努めなけれ
ばならない。

第五条の次に次の二条を加える。

(へき地手当)

第五条の二 都道府県は、条例で定
めるところにより、へき地学校に
勤務する教員及び職員に対して、
特殊勤務手当として、へき地手当
を支給しなければならない。

第五条の三 前条の規定により都道
府県が支給すべきへき地手当の月
額は、教員又は職員の給料の月額
と扶養手当の月額との合計額を基
礎とし、これにへき地手当に關す
るへき地学校の級別に應ずる支給
割合を乗じて算出するものとし、
当該級別の指定は条例で行い、当
該支給割合は条例で定めるものと
する。

2 へき地手当に關するへき地学校
の級別は、へき地学校の所在地の
へき地条件の程度の輕重に應じ、
一級から五級までとし、その級別
指定の基準は、文部省令で定め
る。

3 第一項の規定によるへき地手当
に關するへき地学校の級別の指定
は、前項の規定により文部省令で
定める級別指定の基準に準拠し
て、これを行わなければならない。

七六三

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十四号 著作権法の一部を改正する法律案外一案

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十四号 議長の報告

4 第一項の規定により条例で定める支給割合は、次に掲げる級別ごとの割合を基準として、これを定めなければならない。

- 一級 百分の八
 - 二級 百分の十二
 - 三級 百分の十六
 - 四級 百分の二十
 - 五級 百分の二十五
- 第六条第一項及び第二項を次のように改める。

国は、市町村が行う第三各号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基づき国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

2 国は、都道府県が行う第四各号第一項第二号に掲げる事務に要する経費（当該経費のうち、他の法律に基づき国が負担し、又は補助する部分を除く。）について、その二分の一を補助する。

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の「き地教育振興法第五條の二及び第五條の三の規定に基づく、き地手当に関する条例（以下「条例」という。）の

附則

制定にあつては、都道府県は、当該都道府県内の「き地」学校に勤務する教員及び職員のうち、条例の施行により、条例の規定による「き地」手当の月額が当該手当に相当する従前の特殊勤務手当の月額より低額であるものを生ずることとなるときは、これらの教員及び職員につき不利益な結果が生じないよう必要な経過措置を当該条例において定めなければならない。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

〔山下榮二君登壇〕

○山下榮二君 ただいま議題となりました、参議院の提出にかかる著作権法の一部を改正する法律案につきまして、その要旨及び文教委員会における審査の経過とその結果について申し上げます。

本案は、著作権保護の目的を達成するために現行法の罰則を強化するものであつて、その改正の要旨は、一、著作権侵害等の罪に対して最高二年の懲役を科するなど、新たに体刑を加えるとともに、罰金についてもその最高額を五万円に引き上げること、二、著作権侵害等の罪に対する公訴の時効が二年となつてゐる現行法の規定を削除すること、従つて、今後公訴の時効は刑事訴訟法の原則によつて三年となることなどでありま。

本案は、四月十八日当委員会に付託となり、以来、慎重に審議されたのでございませう。その質疑のおもなるものを申し上げますと、一、本案の施行によつて国際的信用が回復されるか、二、本案は民権保護の立場から立案せられたものといふべきであるか、三、最近の判決によつてみれば、かかる立法をする必要性は解消したように思ふがいかな、四、著作権法の全面的改正が必要ではないかなどであります。これらについて熱心に検討され、提案者から懇切な答弁がございましたが、その詳細については速記録によつて御承知をお願いいたします。

かくて、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に、参議院の提出にかかる「き地教育振興法の一部を改正する法律案」につきまして、その要旨及び文教委員会における審査の経過とその結果について御報告申し上げます。

本案は、僻地教育の振興をはかるため、現行法に規定してある国庫補助の対象を拡大するとともに、教職員に対する僻地手当支給等についての規定を設けるものであつて、その要旨は、一、僻地学校の健康管理及び通学改善に関する市町村の任務を新たに義務規定とし、国は、市町村が行う事務に要する経費について、その二分の一を補助すること、二、僻地学校に勤務する教員の養成施設を設けること等、都道府県の任務を明確に規定し、国は、教員養成施設に要する経費について、その二分の一を補助すること、三、都道府県は、僻地学校教職員に対し、新たに僻地手当を支給すること、及び当該手当算出の方法を法定し、さらに、それに関する僻地学校の級別指定の基準を全国的に統一することとし、これを文部省令で定め、都道府県はそれに準拠して条例を定める旨を規定していること、四、本案は昭和三十四年四月一日から施行することなどでありませう。

助すること、二、僻地学校に勤務する教員の養成施設を設けること等、都道府県の任務を明確に規定し、国は、教員養成施設に要する経費について、その二分の一を補助すること、三、都道府県は、僻地学校教職員に対し、新たに僻地手当を支給すること、及び当該手当算出の方法を法定し、さらに、それに関する僻地学校の級別指定の基準を全国的に統一することとし、これを文部省令で定め、都道府県はそれに準拠して条例を定める旨を規定していること、四、本案は昭和三十四年四月一日から施行することなどでありませう。

本案は、四月十八日当委員会に付託となりまして、以来、慎重に審議され、特に文部省令で定める僻地学校級別指定基準の内容はいかなるものか、僻地学校教職員に対する恩給加算についての対策、本案の成立を急ぐ理由、本案によつてはいわゆる教育上の実質的僻地が解消されないため、さらに根本的な改正が必要ではないかなど、各般にわたつて熱心に検討されたのでございませうが、その詳細については速記録によつて御承知をお願いいたします。

かくて、本案に対する質疑を終了し、討論を省略して採決の結果、起立総員をもつて本案は原案の通り可決すべきものと決定した次第でございます。右、御報告を申し上げます。（拍手）

○議長（益谷秀次君） 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（益谷秀次君） 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長（益谷秀次君） 本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十一分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣	岸 信介君
法務大臣	唐澤 俊樹君
外務大臣	藤山愛一郎君
郵政大臣	田中 角榮君
國務大臣	正力松太郎君
出席政府委員	
法制局長官	林 修三君
外務政務次官	松本 瀧藏君
文部政務次官	白井 莊一君
郵政政務次官	最上 英子君
郵政省郵務局長	板野 學君
郵政省電波監理局長	濱田 成徳君
労働政務次官	二階堂 進君

○明説を省略した報告

（法律公布案上及び通知）

一、昨二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

刑法の一部を改正する法律

入場税法の一部を改正する法律

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律

統計法等の一部を改正する法律

(国有財産増減及び現在額総計算書並びに国有財産無償貸付状況総計算書議決通知)

一、昨二十二日本院は昭和二十九年国有財産増減及び現在額総計算書並びに昭和二十九年国有財産無償貸付状況総計算書を是認した旨内閣に通知した。

(通知書受領)

一、昨二十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

職業訓練法

科学技術庁設置法の一部を改正する法律

放射線障害防止の技術的基準に関する法律

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

刑事訴訟法の一部を改正する法律

証人等の被害についての給付に関する法律

(報告書受領)

一、昨二十二日人事院総裁浅井清君から国家公務員法第二十四条の規定に基く昭和三十三年の人事院の業務状況報告を受領した。

一、昨二十二日内閣から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

(理事補欠選任)

一、昨二十二日大蔵委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 大平 正芳君(理事佐々木秀世君昨二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 藤枝 泉介君(理事田中彰治君昨二十二日委員辞任につきその補欠)

理事 平岡忠次郎君(理事春日一幸君昨二十二日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任)

一、昨二十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

田村 元君 林 唯義君

山本 桑吉君 石野 久男君

安藤 覺君 大倉 三郎君

古川 丈吉君 田万 廣文君

地方行政委員 久野 忠治君

外務委員 加藤常太郎君 阿部 五郎君

岡田 春夫君 渡邊 惣蔵君

大蔵委員 佐々木秀世君 田中 彰治君

古川 丈吉君 山本 幸一君

山本 桑吉君 文教委員 辻原 弘市君

社会労働委員 大橋 武夫君

保利 茂君 小坂善太郎君

農林水産委員 椎熊 三郎君 古屋 貞雄君

安藤 覺君 浅沼稻次郎君

川俣 清吾君 田中織之進君

橋 兼次郎君 田村 元君

商工委員 大倉 三郎君 中山 榮一君

井手 以誠君 林 唯義君

運輸委員 中居英太郎君 三宅 正一君

通信委員 中村 高一君 西尾 末廣君

建設委員 日野 吉夫君

予算委員 井出 一太郎君 古島 義英君

木下 哲君 竹谷源太郎君

森 三樹二君 八百板 正君

柳田 秀一君 山口シヅエ君

決算委員 細田 綱吉君

内閣委員 安藤 覺君 大倉 三郎君

古川 丈吉君 山崎 始男君

田村 元君 林 唯義君

山本 桑吉君 山本 幸一君

地方行政委員 古島 義英君

法務委員 小坂善太郎君 西尾 末廣君

外務委員 田中織之進君 八百板 正君

大蔵委員 井出 一太郎君 中山 榮一君

山本 桑吉君 石野 久男君

古川 丈吉君 文政委員 小牧 次生君

社会労働委員 椎熊 三郎君 加藤常太郎君

福田 起夫君 山口シヅエ君

大橋 武夫君 農林水産委員 田村 元君

阿部 五郎君

細田 綱吉君 日野 吉夫君

森 三樹二君 安藤 覺君

商工委員 林 唯義君 佐々木秀世君

八木 昇君 大倉 三郎君

柳田 秀一君 森本 靖君

通信委員 原 彰君

予算委員 牧野 良三君 中曾根康弘君

三宅 正一君 古屋 貞雄君

橋 兼次郎君 岡田 春夫君

中居英太郎君 辻原 弘市君

決算委員 小川 豊明君

議院運営委員 保利 茂君

(議案提出)

一、昨二十二日議員から提出した議案は次の通りである。

第四次日中貿易協定の実施に関する決議案(浅沼稻次郎君外四名提出)

(議案受領)

一、昨二十二日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

調理師法案

恩給法第十一一条第一項等の金融機関を定める法律案

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び新炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨二十二日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

労働基準法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、昨二十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

水質汚濁防止法案(中村英明君外十三名提出、衆法第二十七号)

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十四号 議長の報告

国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第一三三号)

以上二件 内閣委員会 付託
日本の非核武装に関する決議案(淺沼稻次郎君外四名提出、決議第六号)

沖繩及び小笠原の施政権返還に関する決議案(淺沼稻次郎君外四名提出、決議第七号)

以上二件 外務委員会 付託
恩給法第十一条第一項等の金融機関を定める法律案(参議院提出、参法第一八号) 大蔵委員会 付託

国民年金法(八木一男君外十六名提出、衆法第一五号)
調理師法案(参議院提出、参法第一五号)

以上二件 社会労働委員会 付託
一、昨二十二日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

労働基準法の一部を改正する法律案(藤田藤太郎君外六名提出、参法第一七号)(予)

社会労働委員会 付託
(議案送付)

一、昨二十二日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

行政書士法の一部を改正する法律案
一、昨二十二日第二十六回国会において参議院から送付され、本院で継続

審査をした次の同院提出案を参議院に送付した。
社会福祉事業等の施設に関する措置法案

一、昨二十二日第二十四回国会において参議院から送付され、本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。

会計法の一部を改正する法律案
一、昨二十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案
国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

厚生省設置法の一部を改正する法律案
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

外務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
農林省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)
昭和三十一年度特別会計予備費使用総調書(その2)

昭和三十一年度特別会計予算総則第十條に基く使用総調書
昭和三十一年度特別会計予算総則第十一條に基く使用

昭和三十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)
昭和三十一年度特別会計予算総則第十三條に基く使用

失業保険法の一部を改正する法律案
一、昨二十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国民年金法(八木一男君外十六名提出)
水質汚濁防止法案(中村英男君外十三名提出)

(議案回付)
一、昨二十二日参議院送付の次の内閣提出案を参議院に回付した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案
(回付議案受領)

一、昨二十二日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
一、今二十三日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案

(議案通知)
一、昨二十二日参議院送付の次の同院継続審査案を可決した旨参議院に通知した。

入場税法の一部を改正する法律案
一、昨二十二日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

刑法の一部を改正する法律案
一、昨二十二日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案
統計法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)
一、昨二十二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案
一、昨二十二日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

職業訓練法案
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案
放射線障害防止の技術的基準に関する法律案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
証人等の被害についての給付に関する法律案

(緊急質問提出)
一、今二十三日提出した緊急質問は次の通りである。

第四次日中貿易協定に関する緊急質問(中崎敏君提出)

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円

(但し良質紙は二十円)

所行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、三三、三三